

八幡自治振興区規約

平成17年3月17日制定
平成18年4月23日改正
平成22年4月 1日改正
平成23年4月 1日改正
平成24年4月 1日改正
平成25年4月 1日改正
平成27年4月 1日改正
平成29年4月 1日改正
令和 3年4月 1日改正

前文

自治振興区は、地域社会を代表する住民組織であり、また住民自治を日常的に支える組織である。地域の生活環境を維持発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利ともいえる。地域社会の中で自分たちの生活をよりよくしていこうとする全ての住民が、ともに話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、八幡自治振興区（以下「自治振興区」という。）と称する。

(目的)

第2条 この自治振興区は、地域住民の親睦と連携を深めるとともに、区域内の身近な課題に対し自らが自主的に解決を図れるよう、住民の意見を集約し、共同して活動し、また行政や諸団体との協働を進めつつ、住みよい地域づくりを行うことを目的とする。

(基本方針)

第3条 この自治振興区の基本方針を次のとおりとする。

- (1) 地域住民は、自治振興区の活動について、それぞれの責任において、自由に意見を述べることができる。
- (2) 地域住民は、いつまでも住み続けられる地域づくりと地域の絆づくりのため、心と力を合わせ、ともに活動する義務を負う。
- (3) 地域住民は、自治振興区が行う活動について、平等な権利を持つ。

(事務所)

第4条 この自治振興区の実務所は、庄原市東城町森2668番2号八幡自治振興センター（以下「振興センター」という。）に置く。

(構成)

第5条 この自治振興区は次の支部をもって構成する。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 保田支部 | (保田) |
| 川鳥支部 | (川鳥2組、川鳥3組、川鳥4組、川鳥5組) |
| 森第1支部 | (森3組、森4組、森5組、森6組、森7組) |

- 森第2支部 (森1組、森2組)
- 森三草支部 (森8組、森9組、川鳥1組)
- 田黒支部 (田黒1組、田黒2組、田黒3組、田黒4組)
- 菅受原支部 (篠原、菅1組、菅2組、駅前、菅3組、菅4組、受原1組
受原2組)

- 2 各支部に支部長を置き、支部長は必要に応じて当該地区における組織化を進め推進体制を整えることができる。
- 3 各組に、組の代表者として区長を置き、行政からの依頼業務や組織単位で行う業務を行う。

第2章 会員

(会員)

- 第6条** この自治振興区の会員は、第5条に定める区域内に居住し、賛同する者をもって組織する。
- 2 前項の規定に関わらず、第2条に定める目的に賛同し入会する者は、役員会の承認を得て会員となることができる。
 - 3 前項の規定で入会した者で退会を希望する者は、役員会の承認を得て退会することができる。

第3章 事業

(事業)

- 第7条** この自治振興区は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 地域住民の親睦と連帯に関すること
 - (2) 地域の将来像を描き、その実現を図るための計画に関すること
 - (3) 福祉活動の促進に関すること
 - (4) 地域環境の整備に関すること
 - (5) 地域以外の人や団体との交流に関すること
 - (6) 生涯学習の推進や人材育成のための活動に関すること
 - (7) 施設の管理、運営に関すること
 - (8) 行政及び各種団体との協働・連携に関すること
 - (9) 地域の生活や文化の再評価及び地域の魅力づくり・誇りづくりに関すること
 - (10) その他目的達成のために必要なこと
- 2 事業の計画及び実施にあたっては、地域住民全体が参加できるよう努めるものとする。

第4章 役員

(役員)

- 第8条** この自治振興区に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 部長 各部1名
- (4) 支部長 各支部1名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長 自治振興区を代表し、会務を統括するとともに振興センターの指定管理にあたる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 部長 各専門部を代表し、専門部を運営統括し、専門部に所属する事業の積極的な推進を図る。
- (4) 支部長 各支部を代表し、支部内の自主的な活動を推進するとともに、連絡調整や意見集約などを行う。
- (5) 監事 自治振興区の出納事務を監査する。

(役員選出)

第10条 役員は、立候補した者、若しくはあらかじめ役員会で推薦された者の中から、総会において選出する。ただし、専門部の部長においては専門部の推薦により、また支部長においては支部の推薦により総会において承認する。

- 2 前項の規定に関わらず、必要に応じて役員会で役員を選出を行うことができる。ただし、この場合には、次に開催する総会で承認をうるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、役員再任は妨げない。

- 2 欠員の補充により就任する役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 支部長及び専門部の部長について、団体の長等の役員であることを理由として推薦された者は、第1項及び第2項の規定に関わらず、当該団体における任期によるものとする。

(事務局設置)

第12条 自治振興区の会務及び事業活動を円滑に推進するため振興センター内に事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長、及び事務職員を置く。
- 3 事務局長、及び事務職員は、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、自治振興区の事務を統括し、会長の命を受けて振興センターの管理運営に関すること及び会計に関する事務を掌理する。

(顧問)

第13条 この自治振興区に居住する住民で、会長において顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 専門部

(専門部)

第14条 この自治振興区に次の専門部を置く。

- (1) 地域活性部 会長が指名する部員及び支部にて選出された部員により構成し、地域資源を活かした事業を推進する。
- (2) 女性部 会長が指名する部員及び支部にて選出された部員により構成し、女性活性化に関することを推進する。
- (3) 福祉部 会長が指名する部員及び支部にて選出された部員により構成し、地域の福祉に関することを推進する。
- (4) 防災部 会長が指名する部員及び八幡地区自主防災会にて選出された部員により構成し、防災に関することを推進する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時の専門部を設けることができる。

第6章 会議

(会議)

第15条 この自治振興区に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会

(総会の開催)

第16条 総会は、自治振興区最高の議決機関であり、全ての審議決定権を持つ。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長ほか役員を選出
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 地域振興計画及び事業計画に関する事
- (5) 規約に関する事
- (6) その他重要事項に関する事

3 第1項の規定に関わらず、必要やむを得ないときは、総会にかわり役員会で審議決定し執行することができる。ただし、決定した事項について次に開催する総会で承認を得るものとする。

(総会の招集)

第17条 総会は、年1回4月に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 災害等特異な事象によって、総会を開催することが不可能と会長が判断したときには、文書によって議決することができる。

(総会の成立要件)

第18条 総会は、組ごとに選出される代議員（区長）・役員及び第6条第2項に定める会員でもって構成し、委任状により出席とみなされる代議員を含め、代議員の2分の1以上が出席することにより成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席した代議員又は役員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、出席した代議員（ただし、委任状により出席とみなされる代議員は除く。）の2分の1以上の賛成により決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、規約及び地域振興計画に関する事項についての議決は、3分の2以上により決定する。

(役員会)

第21条 役員会は、監事を除く第8条で規定する役員によって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、会長が議長となり、次の事項について審議する。

- (1) 第16条第2項で決定する総会で審議決定する事項の立案
- (2) 総会の決定に基づく自治振興区の活動方針
- (3) 各専門部が実施する事業に関する事
- (4) 行政との協働に関する事
- (5) 予算の流用に関する事
- (6) 会員の会費の減免に関する事
- (7) 必要やむを得ない事情で、総会で審議することができない重要事項
- (8) その他自治振興区の活動に関する事

3 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席した役員2分の1以上の賛成により決定する。

(専門部会)

第22条 専門部会は、部長・副部長及び部員で構成し、必要に応じて部長が招集する。

2 専門部会は、部長が議長となり、次の事項について審議する。

- (1) 総会議決に基づく専門部の活動方針
- (2) 専門部に属する事項の事業計画及び予算の立案
- (3) 専門部に属する事項の事業報告及び決算
- (4) その他専門部運営に関する重要な事項

第7章 会計

(会計年度)

第23条 この自治振興区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第24条 この自治振興区の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 経費は事務局長が管理し、総会で議決された予算に基づき、自治振興区の目的にそって支出する。

3 不測の事態により予算が不足する科目については、予備費又は他の科目から予算を流用することができる。ただし、予算を流用する場合は、役員会の承認を得ることとする。

- 4 自治振興区の財産は、会員に総有的に帰属するものであり、何人も共有持分又は分割請求権は存在しないものとする。
- 5 自治振興区の会計は、自治振興に係る会計、生涯学習に係る会計及び指定管理に係る会計に区分しなければならない。また、必要に応じて特別会計並びに基金会計を設けることができる。

- 6 自治振興区内に、特定の目的を持った実施組織を設けた場合の会計は、この規約に関わらずその実施組織にゆだねることができる。

(会費)

第25条 会員は、会費として世帯ごとに1年につき、1000円を自治振興区に納入しなければならない。

- 2 前項により納入された会費は返還しないものとする。
- 3 特段の事情があると会員が申し出た場合で、役員会で認められたときは、会費の半額あるいは全額を免除することができる。ただし、その効力は当該年度に限るものとする。
- 4 会長は、臨時的かつ重要な事項に対する経費に充てるために特に必要と認めるときは、総会の承認を得て、特別会費を徴収することができる。
- 5 会費の徴収は区長が行うこととする。

(監査と報告)

第26条 監事は、会計年度終了後に自治振興区の会計について監査を行い、総会で報告する。

第8章 その他

(規約の改廃)

第27条 自治振興区の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(役員会への委任)

第28条 この規約に定めのない事項については、役員会で審議する。

第9章 附則

(施行期日)

- この規約は、平成17年4月 1日より施行する。
この規約は、平成18年4月23日より施行する。
この規約は、平成22年4月 1日より施行する。
この規約は、平成23年4月 1日より施行する。
この規約は、平成24年4月 1日より施行する。
この規約は、平成25年4月 1日より施行する。
この規約は、平成27年4月 1日より施行する。
この規約は、平成29年4月 1日より施行する。
この規約は、令和 3年4月 1日より施行する。